

教育基本法案・衆院教育基本法特別委員会審議

第1 概要

日時 2006年（平成18年）6月 2日（金） a m 9 : 0 1 ~ p m 4 : 3 6

……特別委の法案審議（質疑）としては6回目。「7時間コース」

質問者 （敬称略 以下、同じ）

大畠章寛、土肥隆一、高井美穂（いずれも民主）、
戸井田とおる、松浪健四郎（いずれも自民）、池坊保子（公明）、
川内博史（民主）、笠井亮（共産）、糸川正晃（国民）
……予定されていた保坂展人（社民）質問はなし。

答弁者 政府案

小坂憲次文部科学大臣、安部晋三内閣官房長官、
猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣、馳浩文部科学副大臣
警察庁・竹花豊生活安全局長
文科省・田中荘一生涯学習政策局長、銭谷真美初等中等教育局長
金森越哉高等教育局私学部長、素川富司スポーツ・青少年局長

民主党案

達増達也、藤村修、笠浩史、高井美穂

第2 特徴・論点

—— 法案をめぐる重要な論点についての問答、法案の解釈をめぐる重要な答弁、突出した質問など、特徴的なものだけを抽出。……以下はコメント。

1 大畠章寛（民主）

《Q》a 教育勅語と沿革＝教育勅語の現代訳等の資料を配布。「教育勅語のどこが悪かったのか」を検証しないまま基本法を制定した。連合軍の指示が色濃く反映した基本法は廃止すべき。

b 経過＝与党検討会での作成過程は不鮮明、両院に調査会を設けてやるべきもの

c 現状＝社会の基本的な考え方の崩壊。虐待や凄惨な犯罪の頻発。

《A》a 【小坂】軍国主義・国家主義の反省。基本法は日本政府の発意によって議会の審議を経て制定。制度そのものの基本は維持する場合、廃止ではなく全部改正。

【猪口】民主的で平和な国家への思い。

【安倍】勅語にはすばらしい理念もある。他方、原文には「皇国」とも……。

……「基本法廃止」を掲げた民主党案をかざして右から政府案を叩く質問。教育勅語の倫理が失われたのが金本位社会やライブドア、犯罪多発の原因とする論法で自民党右派と同じ。小坂・猪口答弁が良識的に見えてしまうの

がミソ。

2 土肥隆一（民主）

《Q》 宗教教育問題に集中。現行法と宗教教育の限界、知識としての宗教養育の無意味さ。生命と宗教をリンクさせる民主党案の意味と中立性の要求による萎縮への批判。靖国神社の祭神（＝戦没者）と小泉参拝の意味。

《A》 【小坂】 生命の尊重は道德などで。宗教的な寛容は憲法 § 19、20 で尊重。

【藤村】 生と死の問題を教育上重視。それを宗教に関する教育とともに尊重。

……質問者は宗教者（牧師）で宗教教育には積極的。「中立の要求を廃してでも宗教的情操を」との意向が読み取れる。宗教教育論争あるいは「神学論争」が本来の土俵で、法改正とのリンクは判然としない。

3 高井美穂（民主）

《Q》 a 理由＝なにを解決するための基本法改正。子どもと犯罪をめぐる状況。情報リテラシーの重要性。

b 主体＝子どもの側の権利、その反映。「国民」か「なん人も」か。

c 家庭・子育て＝家庭と家庭教育の役割。家庭教育支援の施策。少子化と子育て支援。子ども庁と子ども園構想。

《A》 a 【小坂】 教育をめぐる環境の変化への対応。

【竹花】 刑法犯少年の数は横ばい。質の変化、「おやじ狩り」等の横行。「犯罪を押しとどめる力」の低下。

b 【小坂】 憲法に「すべて国民は」とある。外国人にも機会は保障。

c 【小坂】 家庭教育は「すべての教育の出発点」で倫理観、社会的マナー、自制心、自律心を育成する上で重要な役割。父母その他の保護者の第一義的責任。

……質問者は民主党案の提出者。「国民か何人か」の論点は両案の相違が背景。改正積極論を前提にするから、「環境の変化」や「子どもと犯罪」「家庭教育」等の論点はすべて素通りとなってしまう。治安方面から「子どもと犯罪」にアプローチした竹花答弁に、「ならばなぜ基本法改正」と反問する道は十分あるのだが……。黙過できないのが「家庭教育基本論」の答弁。倫理観等の育成を家庭に帰責する論法は、政治・経済・社会の矛盾を家庭・両親に押しつけるもので、「ホリエモンは両親の教育の失敗の結果」というに等しい（「息子です」と叫んだ政治家の責任はどうなるのだろうか）。

4 戸井田とおる（自民）

《Q》 a 男女の平等＝政府案2条の「男女の平等」に違和感。家庭の崩壊を招くジェンダーフリー思想。女性に出産や授乳はできず、男女の役割意識の重要性を意識し、積極的に評価すべし。

b 愛国心＝ラモス瑠偉の「日の丸」賛を朗読・紹介。国を愛する態度、国家斉唱・

国旗掲揚の際の態度の重要性。

《A》 a 【小坂】 憲法 14 条に「性別による差別」の禁止。男女が互いの存在を認めあう。

【猪口】 生物学的な違いはあるが、女性だけの育児など固定的な性別による役割分担は認められず、克服していく。ジェンダーは平等でなければならない。

b 【小坂】 心と体は表裏一体。学校教育を通じて作法、正しい態度を身につけさせる。そういった教育を推進する。

……ジェンダーフリーを攻撃し、国歌・国旗への服従を強いようとする典型的な右からの質問。「つくる会・公民」教科書どおりの組み立てで、東京都教委なら「どちらもそのとおり」となる。政府答弁は2分。この流れで「ジェンダーは平等たるべし」と言いきった猪口答弁は筋を通したものの。他方、「国旗への敬礼」の問いに「心と体は表裏一体。作法・態度を身につけさせる」と返した小坂答弁は、「内心の強制」を自認したに等しい。国旗国家法案の際には決して登場しなかった答弁である。

5 松浪健四郎（自民）

《Q》 民主党案前文の基本精神は民主主義、自由主義、平和主義か。「日本」とは、その範囲は。「日本を愛する心の涵養」はジハードの精神の育成では。「社会に起こる不条理な出来事」＝若者たちは竹島問題等で決起するのでは……。愛国心は自然に涵養されるもので、学校の中で教えることに腐心すべきものではない。

《A》 【藤村】 憲法の三原則の民主・自由・平和ならそのとおり。日本は自然、郷土、国土の総体で、統治範囲は国内法の及ぶ範囲。「愛する」はキリスト教的愛。

……民主・自由・平和の基本価値を掲げ、ジハード的愛国心を涵養すれば、ナショナリズムにかられた若者はそれに反する「不条理」を許せず決起するが、だれもそれを制止できない。中国の反日暴動が他山の石だ。それでいいのか……。民主党案への追及としてはおもしろい構成だが、同じ追及は政府案にも成立する。徳目を掲げて国を愛する態度を植えつければ、徳目に反する事態に若者は決起して愛国心を態度で示すが、政府は高く評価するしかない。それでいいのか……。質問者はどう答えるだろうか。

6 池坊保子（公明）

《Q》 a 宗教養育。宗教的情操の涵養が入らなかったことを評価。宗教的情操には誤解がある。宗教と信仰は別のもので、「宗教的」とするとさらに別のもの。宗教に対する寛容は相対的なもので理解できる。生死の理解は宗派で違い、宗教と生死を結びつけるのは無理。哲学、道徳、作法、伝統など宗教と切り離して理解すべき。

b 家庭教育。「家庭の形成者」を目的（民主党案）とするのは問題。保育所の扱い。

《A》 a 【笠】 「感性」は、人間の力を超えたもの、自然や万物に対する畏敬の念、神秘さ、自然の崇拝等を表現したもの。宗派教育にならないように制約をかけた。

b 【笠】生まれ育った家庭を含み、結婚の強要ではない。

……宗教教育を抑制的に表現した与党側からの民主党案への質問で、土肥質問(2)と反対形相。「神秘なるもの。自然への畏敬」=宗教的感性との答弁は、日本神道などにしか妥当しないもので、そのとおりであれば「中立を排してでも古来の宗教に踏み込む」と言っていることになる。「日本を愛する心」とともに民主党案の危うさを象徴している箇所と言えよう。

7 川内博史（民主）

《Q》a 義務教育と改正の理由。義務教育の問題点と解決方向は。

学力低下の問題で解決のために現在やっていることは。改正後にやろうとすることは。どれが改正しないとできないのか。「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などのそれぞれの問題では。

b 国を愛する心や態度の評価についての指導要領の書き方などの工夫

《A》a 【小坂】問題は山積している（列举したが省略）。学力低下はさまざまな指標で指摘されている。とくに理数系と読解力。好奇心や勉学意欲が育まれにくい環境が背景。意欲を引出すためにさまざまな努力をしている。基本法を変えても直ちに問題は解決しない。振興基本計画をつくり、指導要領をさらに変え、努力する。

b 【小坂】内心の問題については評価すべきではない。態度は通知表のなかで評価していく。「愛国心をもっているか。A、B、C」は不適當なので指導する。

……教育の問題の各論から改正理由・立法事実にアクセスする組み立て。現に問題が発生しているだからいまも解決努力はしているし、改正後もやっていく……文科省がこう答弁することになるのは、「学力」でも「いじめ」でも「不登校」でも同じのはず。どの点で追っていても、「改正後はいっそう努力する」となるだけで、「改正されないといけない施策」は提示されない。基本法改正の「立法事実」は教育問題の解決でないためである。

基本法が変わると確実に横行するのが「国を愛する態度」に対する通知表での評価。この方面にだけは、確かに「立法理由」が存在する。

8 笠井亮（共産）

《Q》a 沿革。教育基本法は「占領時代の残滓」（安倍）か。

b 前文。「日本国憲法を確定し……根本において教育の力」の削除。「真理と平和」の「真理と正義」への変更

c 振興計画・学力テスト。東京都では区市町村順位の発表。区で学校順位の発表。学校評価から周辺のマンションの「売り」にまで。「テスト不参加」の自治体。

《A》a 【安倍】占領下であったという歴史的事実を述べただけ。

b 【小坂・田中】理念そのものに変更なし。

c 【小坂・銭谷】学力の認識と向上にとって有用。学校別順位づけと公表には慎重

であるべき。参加・不参加の決定は自治体の判断。

……総論型質問（a、b）は、基本法改正と憲法理念のかかわりを問うもの。

政府答弁は「理念変更なし」で確定だが、「それならなぜ法文を変える」とならざるを得ない。学力テスト問題（c）は振興計画の当面の施策。「順位公表せず」「自治体の自律」は「縛り」ではある。

9 糸川正晃（国民）

《Q》a 家庭教育規定の理由、家庭教育支援の内容と方向、

b 出生率1.25を踏まえた少子化対策、これまでの少子化対策の問題点

c 幼児教育規定の理由

《A》a 【小坂・田中】「すべての教育の出発点」で倫理観、社会的マナー……。子育てサポーターとその拡充など。

b 【小坂】子ども・子育て応援プラン（文科省）。学校安全対策＋放課後安全対策＋幼児教育の保護者負担の軽減＋家庭のきずなの再生。

【猪口】全家庭を支援する必要。家庭が基本、社会で負担できる部分は共有。

c 【小坂】生活習慣、態度や規範意識は幼児期が重要。家庭や幼稚園だけでなく地域社会で広く行われる教育も含めて幼児期の教育の重要性を規定。

……家庭教育・幼児教育に絞った質問で高井質問（3）に類似した分野。倫理や規範意識の欠如を幼少時の体験＝家庭・幼児教育に求めて「家庭・幼児教育の重視」、少子化の原因に「不安」を見出して、「安全・安心」を対策として持ち出す論法。政治経済の構造上の問題や失政を持ち出せない政府答弁ならではだが、ここまで繰り返されると「それで解決すると本当に思っているのか」と反問したくもなる。

第3 総括的コメント

特別委での法案審議も6回目で、5月2日の審議を含めて審議時間はほぼ30時間。回数を重ねていることを反映し、質疑応答も各論の政策的論点のものが目立つようになっている。

宗教教育＝土肥（2 民主）、池坊（6 公明）

家庭教育・幼児教育＝高井（3 民主）、糸川（9 国民）

学力低下・学力テスト＝川内（7 民主）、笠井（8 共産）

といったところである。

留意すべきは、こうした教育と教育政策をめぐる問題が教育基本法によって生じているわけではなく、解決方向も法改正とダイレクトに結びつかないことである。川内質問の「基本法を変えないと実行できないのか」との問いかけは、教育にかかわる全分野に共通する問いのはずである。各論的政策論に踏み込んだ基本法審議は、

改正の理由やねらいが現実には生起している教育の問題にはないことを物語っている。各論に入ってもなお、立法事実論は重要な本質論点なのである。

基本法改正のイデオロギー的本質があけすけに語られているのも、もうひとつの特徴。「教育勅語の価値を見直し、基本法を廃止すべし」（大畠）、「男女平等規定は家庭の崩壊を招くジェンダーフリー思想」（戸井田）といった演説は、基本法改正勢力が持ち込もうとしている国家イデオロギーを吐露したものと言っていい。こうした「イデオロギー性」が与党と民主党に共有されているからこそ、「愛国心に煽られた若者がナショナリズムで決起」（松浪）という指摘が与党側から成り立つことになる。

法改正論とリンクしない教育政策論より、教育論を離れた国家論・イデオロギー論の方が、むしろ基本法改正問題の真相に迫っていることになるだろう。

文責 弁護士 田中 隆